

## 《京都・亀岡保津川公園について》（案）

### ◎都市計画決定、用地取得・確保によって

- ・計画の共生ゾーンにおいて、アユモドキの生息にかかる実証実験、環境影響調査とサンクチュアリとする整備方法について、専門家会議のご助言を得て対応します。
- ・地元の協力なくしてアユモドキの保護、保全、維持は困難と考えております。都市計画決定後の用地取得により、地元保津町自治会等を中心とするアユモドキ保全協議会による保護、保全活動の継続、対応を担保します。（ファブリダムの操作、外来種駆除、見回り等）
- ・地元地権者への用地協力のお願いは、誘致が決定されたのち、公園として公共事業買収のご理解をいただきしております、これ以上都市計画決定が遅れると、ご協力いただけないことや保全活動への影響なども懸念しています。
- ・耕作放棄地を含め営農意欲の減退等からの不耕作地をなくします。

### ◎水田環境の保全

- ・用地買収しました土地は、専門家会議において土地利用の評価を頂くまでは、亀岡市の責任において、「農事組合法人ほづ」に水田環境管理を願うことにします。
- ・水田環境管理の中では、稲作も行い、「アユモドキの里、保津のひかり」の登録商標を活かして、地域のブランド米等の活性化も進めていきます。

### ◎公園西側農地の保全政策

- ①水稻作(個人)及び調整水田(個人)の農地に対する奨励補助を検討します。
  - ・有機、無農薬栽培奨励補助
  - ・不耕作(耕作放棄田)解消・管理委託又は管理受託に対する補助
- ②アユモドキの保全策として次の項目を検討します。
  - ・アユモドキの稚魚が確認された水路機能を確保する。
  - ・中干しなどの渇水時にアユモドキが避難できる溜りを水路内に確保する。

## 未定稿

## ◆都市計画のお知らせ◆

## - 「京都・亀岡保津川公園」都市計画原案に係る公聴会の開催について -

「京都・亀岡保津川公園」都市計画原案に係る都市計画公聴会を次のとおり開催します。

公聴会で意見を述べることを希望される人は、裏面を参照のうえ、1月29日(水)午後5時までに公述申出書を提出してください。都市計画公聴会はどなたでも傍聴いただけます。(当日受付) ※公述申出が無い場合は開催しません。

とき

平成26年2月〇日(〇) 午後〇時～午後〇時

ところ

亀岡市役所1階 市民ホール

## 都市計画決定の目的

まちが健全に発展していくためには、道路や公園などの都市施設を適所へ配置して円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持していく必要があります。

対象の公園の計画地は、緑豊かな山並みを背景に保津川や田園風景を望むJR亀岡駅から北へ約300mの位置にあります。また、京都第二外環状道路の開通により名神高速道路と直結した京都縦貫自動車道の亀岡I.C.から車で10分程度と、高い広域交通の利便性を有しています。

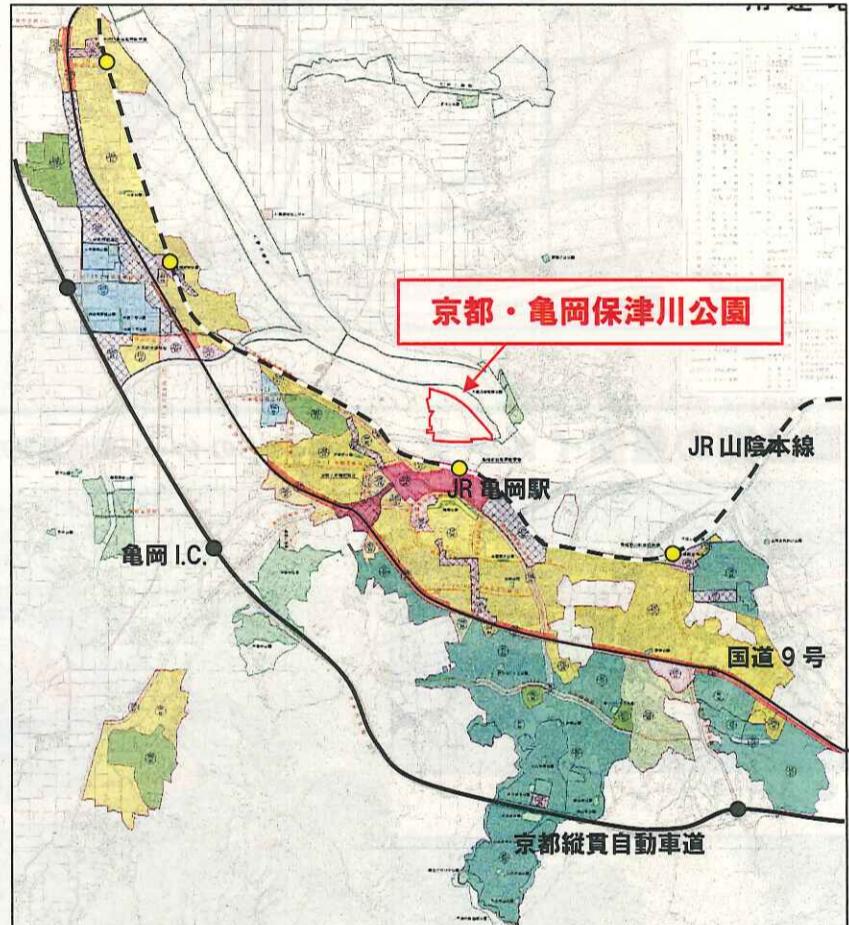
本市の上位計画では、『第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～』などにおいて中心核として「にぎわいの創出」や「大都市圏との交流・連携の強化」、「豊かな自然環境の保全」、「多様な生物の生息空間の創造」など整備の方向性が示されています。

京都・亀岡保津川公園は、隣接する桂川改修の進捗と整合を図りながら、地域の「にぎわい」と「交流」を育む拠点として、また、天然記念物であるアユモドキなどが生息している「豊かな自然環境」を保全する拠点として都市計画決定を行い、「総合公園」として整備を進めていこうとするものです。

詳しくは、裏面をご覧ください。

## ●都市計画公聴会とは

都市計画決定手続での住民参加の拡大を図るため、計画の作成段階における住民等の意見陳述の機会を保障することを目的に、公開の下で利害関係者からご意見をお聴きするものです。



## 都市計画決定の手続き

都市計画素案の作成

亀岡市が都市計画素案を作成します。

パブリックコメント

都市計画素案を公表し、皆さんのご意見を募集します。

都市計画原案の作成

お寄せいただいたご意見などを踏まえ、亀岡市が都市計画原案を作成します。

都市計画公聴会

都市計画原案を公表し、都市計画公聴会を開催します。

都市計画案の作成

都市計画公聴会を踏まえ、亀岡市が都市計画案を作成します。

案の縦覧・意見書の提出

練り上げられた案は、2週間皆さんに縦覧されます。この期間、住民及び利害関係者は、亀岡市に意見書を提出することができます。

亀岡市都市計画審議会

都市計画案と提出された意見書の要旨が、亀岡市都市計画審議会で審議されます。

京都府との協議

都市計画を正式に決定する前に、京都府と協議します。

都市計画決定告示

都市計画公園として正式に決定されます。

## 未定稿

# 「京都・亀岡保津川公園」都市計画原案の概要

種別	公園名	位置	面積
総合公園	京都・亀岡保津川公園	亀岡市保津町および追分町の各一部	約 13ha

### ■公園区域図



### パブリックコメントの結果（概要）

昨年9月に「京都・亀岡保津川公園」都市計画素案についてパブリックコメントを募集したところ、2,725通のご意見をお寄せいただきました。お寄せいただいた意見などの一部をご紹介します。

#### 【一般のご意見】82通

- 立地条件を活かした利用しやすい公園にしてほしい
- サッカー・ラグビー・アメリカンフットボールなどのメカニカルに！
- 治水・減災対策が必要、防災拠点機能を備えた公園にしてほしい
- スタジアム建設はアコモドキ保護のチャンス！
- オリンピックのキャンプ地誘致を！ ○健康づくりの場に！
- スタジアムの建設設計画が不明、時期尚早など

#### 【小・中学生からの意見】2,643通

- 世界一大きい滑り台やブランコ、アスレチックがほしい
- ウォータースライダー付きの温水プール！
- いつでも自由に遊べるクライミング遊具や巨大迷路
- サッカーの練習などでだれでも使える広場 ○図書館
- 川遊びができる川 ○アコモドキが観察できる水族館
- 自然いっぱいの公園 ○キャンプ場 など

詳細は、亀岡市ホームページ（問い合わせ先参照）をご覧ください。

### ■公園の整備イメージ

※これらのイメージ図は亀岡市が独自に作成したもので、何ら決定したものではありません



### 都市計画原案の閲覧期間および閲覧場所

閲覧期間：平成26年1月〇日（〇）～平成26年1月〇日（〇）（土曜日および日曜日を除く）

閲覧場所：亀岡市役所2階 都市計画課

### 公述申出の方法（公聴会で意見を述べるための手続き）

※亀岡市都市計画公聴会規則による

公述のできる人：都市計画原案に係る区域内に住所を有する人及び都市計画原案について利害関係を有する人。

公述申出の方法：所定の用紙に記入のうえ、亀岡市まちづくり推進部都市計画課へ提出してください。

※所定用紙は、縦覧場所に設置しています。（市ホームページにも掲載しています。）

公述申出の期間：平成26年1月〇日（〇）～平成26年1月〇日（〇）午後5時まで（必着）

◆問い合わせ先◆ わかりにくい点や質問などは、下記へ気軽に問い合わせください。

亀岡市まちづくり推進部 都市計画課 計画係 ☎0771-25-5040（直通）

ホームページアドレス <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>（ホーム>産業>都市計画）